

補助事業者様

事業化状況・知的財産権等報告のご案内（各年度共通）

香川県中小企業団体中央会・フォローアップ事業室

補助事業の成果についての「事業化状況・知的財産権等報告」の報告期間が近づいてまいりましたので、下記によりご報告（システム入力）いただきますようお願い申し上げます。

1. 報告の義務について

補助事業者様は、事業完了後の5年間、事業の実施状況や取得財産の処分の状況について報告することが義務づけられています。

- ◆事業化の状況（事業による売上状況、知財の権利化状況などについて、5年間の報告が必要です。
- ◆補助事業により取得した財産（単価50万円以上の物）を、目的外の処分を行う場合には、事前に地域事務局の承認を得る必要があります。

2. システム入力の期間について

- ①システム入力ができる期間は、**4月1日～6月30日まで**です。必ずこの期間にシステム入力を行ってください。
- ②システム入力では、事業者様へお届けしています「事業化状況・知的財産権等報告システム・操作マニュアル」を参照してください。

3. メールアドレス・パスワードを忘れた場合について

- ①事務局から通知していいいます、メールアドレスまたはパスワードを忘れた場合には、事務局へお問い合わせください、再通知いたします。
- ②事業者様が、事務局から通知を受けた後にシステムでメールアドレスまたはパスワードを変更されている場合には、操作マニュアル 9-6項、9-7項、9-8項の手続きにより変更手続きを行うことができます。

4. システム登録にあたり用意していただく事項

次の書類を用意してください。

- ①交付金申請時に記載している経営状況（資本金、売上高等）に対応した決算書
- ②直近の決算月に対応した決算書
- ③報告対象となる製品の、直近1年間の販売状況表（販売数量、販売金額、原価等）

システム入力前に、これらの決算書や販売状況表から、次の項目について予め数値を下書きしておいてください。（表のコピーまたは本サイトの様式集・事業化状況報告基礎データ表）

マニュアル 3-5 現在の状況を新規登録する。 「現在の状況表」
マニュアル 3-7 製品情報を登録する。 「原価算出表」

5. 各項目の入力について

操作マニュアルに沿って入力していきますが、添付の「事業化状況報告でのお願い」の各事項にご留意願います。

6. システム入力完了後の処理について

システムへの入力が完了しましたら、次の処理をしてください。

- ①報告書を印刷して、ものづくり専用ファイルへ保管してください。
専用ファイルの先頭部へ「事業化状況報告書ラベル」を付けて保管してください。
- ②当フォローアップ事業室へ「システム登録完了」のメールを入れてください。
登録内容を確認し、修正の必要があれば連絡いたします。

メールアドレス mono@chuokai-kagawa.or.jp

7. 事業化状況報告に関するお問い合わせについて

- ①システムの操作方法に関するお問い合わせは、マニュアル1ページに記載の「サポートセンター」へお願いします。
- ②登録内容などに関するお問い合わせは、当フォローアップ事業室へお願いします。

電話番号 087-802-2535